

## 定陵碑文の改撰論議と桓祖庶系の排除：李朝初期政治史の一断面

六反田，豊  
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24590>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 15, pp.45-82, 1986-12-25. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

# 定陵碑文の改撰論議と桓祖庶系の排除

——李朝初期政治史の一断面

六反田 豊

## 一 定陵と二つの神道碑

李朝建国の祖である太祖李成桂の父は、諱を子春、廟号を桓祖という。伝説によると、太祖の四祖は高祖父穆祖（諱は安社）の代に全州から東北面に移住し、高麗高宗朝以降かの地を支配していた元に入仕して各地を転々とした。桓祖も双城（咸鏡南道永興）等の千戸として元に仕えていたが、恭愍王四年（一三五五）、高麗に内応して小府尹に任ぜられ、翌年、北方の旧領奪還を企図して高麗が行った元の双城総管府攻略の際、王の命を受けてこれに参加し戦功を立てたという。しかし同王九年（一二六〇）、朔方道（咸鏡道）万戸兼兵馬使の任に就いた直後、四十六歳で病没したと伝えられている。

ところで、この桓祖の陵は、彼が最期を迎えたとされる咸鏡南道咸州郡内にあつて定陵と称されているが、これには、それぞれ時代・碑文撰者を異にする二つの神道碑が存在した。本題に入る前に、まずそれらの紹介から始めることにしよう。

その一つは、高麗の儒臣李穡が禡王十三年（一三八七）に「高麗国贈純誠勁節同徳輔祐贊功臣壁上三韓三重大匠門下侍中判典理司事完山府院君朔方道万戸兼兵馬使榮祿大夫判将作監事李公神道碑銘并序」と題する碑文を撰し、その翌年に立てられたもので、現在、碑石そのものは残っていない。碑文も、わずかに撰者だった李穡自身の文集「牧隱集」と、ほかに「東文選」中に収録されているにすぎず、しかもこの両者では収められた碑文の内容に異同が認められ、また、この碑文の一部として「筆苑雜記」（徐居正、一四四四年頃）中に引用されている箇所が、実際にはこの二書所収の碑文いずれにも見出せないものであるなど、どうもそれらは、改竄もしくは部分的な削除がなされたものらしい。はたして撰せられた当時の姿をそのまま伝えているかどうか、疑問とされるところである。本稿では、この神道碑を「李公碑」と略称する。

もう一つの神道碑は、李朝建国もない太祖二年（一三九三）、王命により鄭摠らが碑文を撰し、その年のうちに立てられたものである。この碑文の全文は、撰者の一人でもあった権近の文集『陽村集』と、『東文選』および『新增東國輿地勝覽』、それに一部分を欠落させてはいるが、『太祖実録』にも収められている。またこちらは碑石も現存しており、その刻文は朝鮮総督府の手になる『朝鮮金石総覧』にみる事ができる。本稿においては、この神道碑を「有明朝鮮国桓王定陵神道碑銘<sup>井序</sup>」というその碑文の題により、「定陵碑」と略称したい。

このように、すでに李公碑なるものが存在していながら、のちになって新たに碑文が撰せられ定陵碑が立てられるに至ったのは、いまさういうまでもないことではあるが、李朝太祖の即位（一三九二）、そしてそれにもなう桓祖をはじめとする四祖の廟号・陵号<sup>9</sup>上のゆえであった。つまり李公碑は、李成桂がまだ高麗の一権勢家にすぎなかった頃に立てられたものであったから、当然のこととして桓祖なる廟号も定陵なる陵号も記されてはならず、また碑文の内容も李氏の国王家としての正当性を語るものとしては不十分であった。それゆえ、四祖を顕彰して自身の家門の国王家としての格付けを行わんとする彼にしてみれば、これをそのまま放置しておくわけにはいかなかったのであり、新たに追上した廟号・陵号と新撰の碑文を刻んだ新碑への立て直しが切実に要求されたわけである。

かくして、李朝の建国とともに李公碑は定陵碑にとって代わった。ところが定陵の場合、こうした神道碑の改立、もしくは碑文の改撰の問題はこれにとどまるものではなかった。こののち約二十年を経た太宗朝に至り、今度はこの定陵碑文の改撰が朝議にのぼることになったからである。

以下、本稿では太宗朝におけるその定陵碑文の改撰論議と、それを惹き起こすに至った当時の政治的背景について若干の考察を試みることにする。

## 二 定陵碑文の改撰論議

定陵碑は、立碑後十九年を経た太宗十二年（一四二二）四月に至って、その碑文の改撰が論議されることになった。『太宗実録』は次のように記している。

召領議政府事河崙・左政丞成石璘・右政丞趙英茂、議璿源世系、改撰咸州定陵碑文、蓋元桂及和、非太祖母兄弟、乃妾産

也、而旧碑文不詳載、人疑於同母、故今別而誌之也、(同書、卷三三、十二年四月乙亥(二十一日)条)

すなわち、太宗は河崙・成石璘・趙英茂の三人の宰相を召し、瑯源世系を議して定陵碑文を改撰せしめた、というのであるが、それは定陵碑文における桓祖の妻妾および嫡庶子の記載が不明瞭であり、本来は桓祖の妾の所生である元桂と和が、太祖と同母兄弟であるかのごとく区別なく記されていたためであろうとする史官の言がそのあとに付されている。

この時間題となつたのが、定陵碑文の、

王(桓祖、引用者註)凡三娶、懿妃又生一女、適三司左使趙仁璧、李氏生男、曰元桂、仕前朝、封完山君、卒、金氏定安

翁主生男、曰和、封義安伯、(「有明朝鮮國桓王定陵神道碑銘」并「陽村集」卷三六、および「東文選」卷二二〇)

という部分であつたことは疑うべくもない。そしてその筆調から、碑文の改撰はこの時点で行われてしまつたかのようにも感じられる。しかし『太宗実録』は、その翌年の四月にも再度同様な論議がなされた事実を次のように記している。

司憲執義金孝孫等、請改桓王碑文、疏曰、臣等伏觀桓王山陵碑本、曰、玉凡三娶、懿妃又生一女、適三司左使趙仁璧、李氏生男、曰元桂、仕前朝、封完山君、金氏貞安宅主生男、曰和、封義安伯、臣等誦至於此、不能不失色而驚惑也、其曰李氏・金氏者、乃桓王妾也、其尊卑之分、若冠履之相隔、不可同年而語也、曰凡三娶、又以二氏、繼懿妃而別叙之、乱名没実、非所以伝信於将来、且北方王迹所基、桓王之薨、在至正庚子、耆旧遺民之目覩者、猶有存焉、豈可以誣偽之文勒之於石、昭示万世乎、伏望殿下留意焉、上覽之留中不下、憲司後上疏請之、又留中不下、召大司憲尹尙曰、卿上書、請改三娶之文、然彼人等本不識理、遽削其文、則焰然生怨矣、予断以大義、卿勿復言、尙對曰、桓王子孫、只以即位之主記之、則彼必不怨矣、上曰、只以後世未弁尊卑、混於王室耳、今若削之、則其誰不知、訪諸河崙、崙對曰、以正派改紀、則雖明言之、無傷也、(同書、卷二五、十三年四月甲戌(二十六日)条)

ここで金孝孫ら台員の疏するところは、やはり碑文中の桓祖の妻妾とその所生の記述をめぐつてであるが、前年四月の論議が既存の碑文に代わる新たな碑文の製作を企図してなされたもののように思われるのに対し、今回は、いまある定陵碑文の中から問題の箇所だけを削除せんことを請うたものであつた。しかも、この時の論議では、台員の執拗な請願に対して太宗の態度はむしろ消極的であり、その点でも前年の論議とは若干性格を異にしているようである。

だが、それはともかくとして、これら二度の改撰論議がいずれも碑文中の桓祖の妻妾および嫡庶子の記載の不明瞭さに起因

して生じたものであった点は確かである。つまりそれは、こうした論議を惹き起こした直接的な動機だったといえる。しかしながら、すでに碑文が撰せられた太祖二年（一三九三）当時において、そうした記述の内容は、朝廷内においては周知に属していたはずである。にもかかわらず、その時点ではまったく問題とならずに、それから約二十年後に改撰の議が起ころうといはれたに意味するものであろうか。かつて李公碑が定陵碑にとって代わったように、この場合も当然その間に碑文の当該記述を容認できなくなるような社会内部の変化、あるいは政策の転換といったものが生じ、それを反映して出てきたものがこの時の碑文改撰論議であったと推定されるのである。とすれば、それは具体的にどのようなことだったのだろうか。

この点について最もはやい時期に言及したのは、池内宏の論文であった。<sup>(10)</sup>彼はまず、定陵碑文の改撰論議が生じた原因を、前節においてあげた李穡の李公碑文と定陵碑文との、桓祖の妻妾および嫡庶子をめぐる記述の相違に求める。すなわち李公碑文では、

夫人崔氏、（中略）生男、曰成桂、（中略）側室李氏生男、曰元桂、（中略）金氏生男、曰和（「高麗国贈純誠勁節同德輔祚翊贊功臣壁上三韓三重大臣門下侍中判典理司事完山府院君朔方道万戸兼兵馬使榮祿大夫判將作監事李公神道碑銘」并序）  
〔「牧隱集」文藁卷一五）

とあるように、嫡室たる崔氏（懿妃）およびその所生と、側室の李氏・金氏およびその所生との区別が明確にされていたのに対し、定陵碑文では嫡室も側室も同格におくような筆法が用いられていて（前掲の定陵碑文を参照）、これが太宗朝になって定陵碑文の改撰論議を惹き起こしたそもその動機であるというのである。

そして、それが定陵碑の立碑当初ではなく太宗朝に入ってから生じたのは何故かという点については、同じ頃編纂に着手された『太祖実録』と関連づけ、まず太宗十二年（一四二二）の最初の改撰論議は、碑文を実録に収めるのにききだちて生じたものであり、翌年の二度目のそれは、最初の改撰論議のものにも碑文は改撰されず、結局そのまま実録に収録されたために起こったものであったとする。池内によれば、ここでいう「改撰」とは定陵碑の刻文そのものの改作を意味せず、「太祖実録に載録すべき碑文の改竄に関する問題」なのである。したがって、太宗十二年四月の河崙らによる最初の改撰論議の実録記事に「而旧碑不詳載、人疑於同母、故今别而誌之也」とあるのは、碑文の原文は改竄せずにそのまま『太祖実録』に収め、そのかわり嫡庶の区別を明示した一文を附載したという意味に解するのが至当であるということになる。彼がいうところの一文とは、

『太祖実録』に定陵碑文と並んで記されている次の文章のことである。

桓王有孽子二人、元桂、婢内隠蔵出、和、婢古音加出、元桂子四、良祐・天祐・朝・伯温、和子七、之崇・淑・澄・湛・皎・淮・漸、良祐子、興発・興濟・興露・興美、天祐子、宏軒、之崇子、寿長、淑子、吾望・之発、澄子、義敬・微重、湛子、孝孫、淮子、副同、漸子、実・堅、(同書、卷四、二年九月庚申〔十八日〕条)

そして最後に池内は、現存する『太祖実録』所収の碑文が「王凡三娶」以下の部分を欠いているのは、金孝孫らにより二度目の改撰論議がなされた際、大司憲尹向による「桓王子孫、只以即位之主記之、則彼必不怨矣」という意見が採用され、鄭麟趾らの『太祖実録』増修(一四四八)に際してそれが実行されたためであるとの見解を示している。

ところで、池内のこうした解釈は、きわめて明快で手際よくまとめられたものではあるが、しかし同時にいくつかの問題点を含んだものでもある。

まず第一に、彼が碑文改撰論議のそもそもの原因を、李公碑文と定陵碑文との桓祖の妻妾および嫡庶子をめぐる記述の相違に求めた点である。ここで彼があげる李公碑文とは、『牧隱集』所収のものだけであり、『東文選』所収のそれについてはなんらの言及もない。前述のように、今日伝わる李公碑文には、『牧隱集』所収のものほかに、『東文選』所収のものがあり、この両者では随所に異同が認められて、特にそれは桓祖の妻妾および嫡庶子の記述にもおよんでいるのである。池内が言及しなかった『東文選』所収の碑文では「側室」という字句はみえず、三人の妻も李氏・崔氏・金氏の順に載せられていて、太祖の母である崔氏だけが特別待遇を受けている様子はない。李公碑文が撰せられた高麗末期という時代を考える時<sup>(註)</sup>、むしろ『東文選』所収のものの方が撰せられた当時の碑文に近く、『牧隱集』所収のものはのちに大きく改竄されたのではないかと思われるので、彼のような李公碑文の扱い方は片手落ちといわざるをえず、よってその見解も説得力を持たない。

第二に、彼が碑文改撰を『太祖実録』所収の碑文のみに限定してしまった点も問題とされる。何故なら太宗十三年に二度目の改撰論議が起こった際、碑文改撰を強く要求した金孝孫らは、その上疏文の中で「豈可以誣偽之文勒之於石、昭示万世乎」と語っているからであり、確かに碑石上の刻文そのものにもまで改竄の手はおよびえなかったとしても、当時、そうした意志がまったくなかったとはいいい難いからである。

そしてこの点とも関連して、池内の解釈における第三の問題点としてあげられるのが、碑文改撰論議を惹き起こした当時の

政治的もしくは社会的背景に対する視点の欠除である。これは池内の解釈の最大の弱点であるといえるだろう。彼は、さきに見たように碑文改撰論議を『太祖実録』の編纂と呼応して生じたものと理解し、実録に収められた碑文に嫡庶の分を明示した一文が附載されていたり、問題の箇所が実録所収の碑文にのみ欠けていたりする点を強調するのであるが、しかしそれらは改撰論議の結果ではあるかもしれないが、決して『太祖実録』の編纂それ自身が改撰論議を惹き起こしたわけではない。その理由は、第一に、後述するごとく桓祖の庶系とされる人々を排除していく政策はこれにとどまらず、この時期続けて打ち出されているからであり、第二に、いまも述べたように二度目の改撰論議における金孝孫らの上疏には、さも刻文そのものを改めようとするかのごとき意図が感じられるからである。

とにかく、池内の碑文改撰論議をめぐる解釈は明快ではあるが問題点も多く、われわれの抱く疑問に答えてくれるものではない。その点、次にあげる李相伯の解釈は注目に値しよう。

李相伯は一九三四年に発表した論文<sup>12</sup>において、朝鮮における庶孽差待の淵源について論じながら、定陵碑文の改撰論議にも言及し、これを庶孽差別の慣習が朝鮮社会全体に定着していく過程の中に位置づけて理解しようとした。

李によれば、朝鮮における庶孽差待は、李朝太宗が自己の兄弟である他の王子を排斥して権力を手中に収めていく過程において、その行為を正当化するために用いた嫡庶区分の論法が、やがて支配層全体に広まっていた結果であり、定陵碑文の改撰論議も実にそのような社会的変化の中で生じたものだという。

すなわち、まず太宗十二年四月に起こった最初の碑文改撰論議は、当時の嫡庶区分の風潮が王室内部にまでおよび、太宗がこれまでは区別のなかった元桂・和とその子孫を桓祖の庶系として嫡系と分かち、王位継承資格者の枠外に置こうとしたところに端を発していると、彼は考えるのである。そしてその結果、同年十月に王室の系譜が璿源録・宗親録・類附録に三分され、桓祖庶系とされた人々はことごとく類附録に別記されることになったが、これら一連の動きは彼らをすぐさま差別待遇に置こうとするものではなく、それゆえこの時はまだ太宗と一部重臣との間で秘かに行われていたにすぎなかったとする。

ところが、いつしかこの一件は元桂の長男である良祐父子の知るところとなり、そのために彼らは、太宗に対して反抗の姿勢を示し始めたのである。李は『太宗実録』の次の記事をあげる。

同憲府、遣史守直完原府院君李良祐及其子興濟・興麗家、贊成事李叔蕃、伝密旨於政府曰、良祐与芳幹同心、庚辰之乱、

中立觀變、芳幹付処後、私自相通、前年冬至、称疾不朝、遷延窺候、後乃赴宴、今春親裸、亦皆称疾不朝、使其子興濟啓  
曰、子興發、今赴長淵鎮、誠願生前相見、予使楊弘達視疾、別無病証、其不忠不敬之罪、豈可容哉、於是政府移文憲府、  
憲府上疏曰、良祐恒托疾不朝、其子興濟・興露、亦助父志、不曾匡救、請收告身、鞫問其由、疏留中、(同書、卷二七、  
十四年正月戊戌(二十三日)条)

つまり李は、この記事中に「前年冬至、称疾不朝」とあるのを彼らの反抗の態度とみたわけである。

結局、この疏を受けた太宗は彼らを永興に帰せしめる処置をとったが、台諫の官員たちはそれでよしとせず、極刑を主張して上疏を繰り返したという。

李は、台諫の態度に現われた、こうした嫡庶区分の思想がさらに広がって、良祐父子の処置後、今度は彼の弟で定社功臣でもあった天祐にもおよんだとする。そして台諫が天祐の告身署経を拒否した事実を指摘し、「前年に太宗が王位後嗣を心配して後日の参考として秘記し封蔵したのに対し、良祐父子の問題が起こった後の諫院台員の態度は、彼ら「庶出」の現在の地位にあることが元来不当であるとして、すぐに宗親と厳別することを主張し、甚だしきに至っては賤出不可在位を理由にするようになるので、この間の急激な形勢の進展を推しはかることができる」と語る。

さて、こうした中で金孝孫らの上疏をもって始まる二度目の改撰論議が起こると李はみている。このことから、李はこの二度目の改撰論議を、徐々に浸透しつつあった嫡庶区分の風潮が良祐父子の一件を契機に一気に激化していった結果生じたものとして理解しているようである。

李のこのような解釈は、碑文改撰論議を庶孽差待という社会現象とのかかわりにおいて捉えようとした点で池内の水準を越えており、われわれの関心を惹く。しかしもちろん、彼の見解全てがまったく正しいというわけではない。それと同時に、彼の論文は碑文改撰の問題を主題にすえて、それに真向うから取り組んだものではないために、われわれの立場からすれば不満な点も少なくない。

たとえば、太宗十二年四月に起きた最初の碑文改撰論議についての彼の見解である。確かに彼が、碑文改撰の真意は王位継承資格者を太祖の後孫に限定して元桂・和の子孫をそこから排除することにあつた、とする点は正しい。かかる目的を正当化するために嫡庶区分の風潮を利用したというのもおそらくそのとおりであろう。だが、庶孽差待のみに深い関心を寄せる彼は、

この時の論議についてそれ以上を語らない。何故この時、元桂・和およびその子孫が庶系の名のもとに排除されねばならなかったのか、彼らを王位継承資格者の枠内に置いておくことが不都合であるとするなら、どうしてもっとはやい時期に除いてしまわなかったのか、といった疑問は残されたままになっている。

また、その翌年に起こる二度目の改撰論議にしても、彼の見解には問題とすべき点が多い。とりわけ、彼はこの二度目の改撰論議に至る過程を述べる中で、とりかえしのつかない誤りを犯している。つまり彼は、李良祐父子の事件を最初の改撰論議から二度目のそれへ至る間の、太宗十三年正月に生じた出来事としてあげるのだが、実際には、これは二度目の改撰論議の九ヶ月後、太宗十四年正月のことなのである。彼はここで年代を一年見誤ってしまったわけであるが、これがために彼の後半の所論——良祐父子の一件が契機となつて嫡庶区分の思想が急激に進展することになり、やがて二度目の碑文改撰論議に至る——は、なんら説得力を持つものではない。

このようなわけで、われわれは李の解釈をも定陵碑文の改撰論議を惹き起こした具体的な要因を語るものとして、そのまま受け容れるわけにはいかない。この問題を、生きた歴史の文脈の中で捉え直すためには、池内や李とは異なつた、もっと別の視点からの接近が必要とされねばならないのである。

### 三 碑文改撰と宗親政策との関連

さて、それではどのような視点をいつたどこに求めたらよいのだろうか。

まず、この時の碑文改撰論議が二度とも碑文中における桓祖の妻妾および嫡庶子に関する記述を問題にしており、いわゆる桓祖庶系とされる人々を排除する方向で行われていたことに注目して、『太宗実録』から同様の内容を持つ記事を捜してみると、すぐに次の記事が眼にとまる。

作璿源録・宗親録・類附録、上嘗与河崙等議、至是召李叔蕃・黃喜・李膺、密語之曰、元桂及和、太祖庶兄弟也、若混施於璿源録、則後嗣何知、宜更為族譜、以誌之、乃分三録、其叙祖系者、曰璿源、叙宗子者、曰宗親、叙宗女及庶孽者、曰類附、一藏于王府、一藏于東宮、元桂与和、皆桓王婢妾之生也、元桂四子、良祐・天祐・朝・伯温、女、長適張湛、次適下仲良、再適柳廷顯、李適洪魯、再適辺処厚、和生七子、之崇・淑・澄・湛・皎・准・漸、一女、適高麗宗室王某、再適

崔宙、(同書、卷二四、十二年十月戊寅(二十六日)条)

これは、王室の系譜を三分して璿源録・宗親録・類附録を作ったそのいきさつを記したものであり、みてわかるように、その直接の動機はやはり桓祖の嫡庶子の区別にあつた。

この記事には注目すべき点が二つほどある。まず第一に、記事中に語られた王室系譜の三分化が、最初の碑文改撰論議(太宗十二年四月二十一日)のわずか半年後の出来事であるという点であり、第二には、記事中に「上嘗与河崙等議」とあるのが、最初の碑文改撰論議を記した実録記事中に「召領議政府事河崙・左政丞成石璿・右政丞趙英茂、議璿源世系」とあるのと対応するものと考えられる点である。

こうした点からみて、碑文の改撰と王室系譜の三分化というこの二者が、互いに不可分の関係にあることは疑いを入れない。換言すれば、定陵碑文の改撰論議は、王室系譜、すなわち璿源世系の確立と関連して起こつたものと考えられるのである。

王室系譜の確立とは、とりもなおさず王位継承資格者を限定し、それ以外の諸宗親と区別することである。したがって前節において述べたように、李相伯がやはりこの両者の間に関連性を認め、こうした行為の真意が、王位継承資格者を太祖の後係に限定し、元桂と和の後孫をその枠外に排除しようとするところにあつたと述べるのは、まったく妥当な指摘である。

しかし李が、太宗十二年四月に起こる最初の碑文改撰論議の結果として、この王室系譜の三分化を位置づけているのは、むしろその逆であろう。つまり、こうした王室系譜の確立過程の中で、碑文改撰が議されるに至つたとみるべきだと私は考える。それは、最初の碑文改撰論議が起こる前年である太宗十一年の十二月に、すでに桓祖の庶系とされる人々に対して、封君の是非が議されている事実からも明らかである。

議宗親封君法、御便殿視事、吏曹判書李稷曰、向者宗親自摠制封元尹者、降受四品之祿、宜封君、上曰、予意以為、非太祖正派子孫、則封君未可也、国初、寧安君良祐、幸以桓王庶孫、而得封君、其後宗親援例、而封者蓋多、若以宗親之故、

而皆封君、則後代宗支不可勝數焉、得人人而封之、享天祿乎、且非嫡子而封君、亦非良策也、拳一則卿等宜識之、今效宗室間、才合武職者、我授以摠制、自摠制而復為元尹者、祿從摠制之科可也、才不合於武職者、其自取之也、稷對曰、上慮是矣、臣亦謂、非正派而封君、非長遠之規也、宜立法、上曰、未可亟也、勿露、(『太宗実録』卷二二、十一年十二月丁酉

(十一日)条)

右の記事によれば、もともとこの時の論議は、武官職である摠制を経験した宗親で元尹に封ぜられた者が、それまでは四品の禄を受けていたのに対し、吏曹判書李穡がその科を改めんことを請い、河崙が摠制経験者はみな封君することを提案したのに始まっている（おそらく、摠制の禄科より元尹の禄科の方が低かったのだろう）。これらの意見に対して、太宗は太祖の正派の子孫でなければ封君するのはよろしくないとし、国初に元桂の長子良祐が封君されて以来、それを前例として封君される宗親が非常に多い、と述べて、たんに宗親というだけでみな封君することには反対の意志を表している。

ところで、宗親の封爵というのも、王室系譜の場合と同様に王位継承資格者とそれ以外の宗親を峻別する機能を有する。つまり、封爵されない宗親は宗親として当然受けるべき待遇に処せられないわけであり、そうなればもはや宗親の枠から除かれとも同然で、王位継承権などありうるはずもないからである。

それゆえに、右の記事が示すこの一件が、前述の定陵碑文の改撰論議および王室系譜の三分化といった、いわゆる桓祖庶系とされる人々を排除する動きと軌を一にするものであり、しかもその出発点であったらうことは容易に想像できる。そして後述するように、この一件から五ヶ月後、また最初の碑文改撰論議からは一ヶ月後に当たる太宗十二年五月に、太祖の後孫以外で君や元尹・正尹等に封ぜられていた宗親（そのほとんどを桓祖庶系とされる人々が占めていた）が、王室の外戚封君者とともにその封爵を罷められ、事実上宗親の枠内から除かれてしまうのは、そうした動きの一つの帰結点であったと思われるのである。

またこの一件は、桓祖の庶系排除にとどまらず、管見の限り太宗朝において宗親の処遇についてなされた最初の議論でもあった。奇妙なことに、『太宗実録』のこれ以前の部分では、宗親政策について触れた記述は殆ど見当たらない。そしてその逆に、この記事以降では、さまざまなかたちで宗親に対する政策がさかんに論じられるようになるのである。

いまそれらをここに列挙してみよう。<sup>15</sup>

太宗十一年十二月十一日、宗親封君の法を議す。

太宗十二年一月四日、宗親封君禄科の法を議す。

太宗十二年四月二十一日、最初の定陵碑文改撰論議起る。

太宗十二年四月二十五日、元尹徳根の卒するに際し、宗親葬賻の法を議す。またこの日、宗親の封爵規定を作る。

太宗十二年五月三日、太祖の後孫にあらざる宗親の封爵を罷む。

太宗十二年五月十一日、礼曹、宗親葬賻の法を上啓す。

太宗十二年五月二十六日、礼曹、宗親班序を上啓す。

太宗十二年六月五日、吏曹、宗親頒祿の制を上啓す。

太宗十二年八月二十八日、宗親・大臣国葬格例を定む。

太宗十二年十月二十六日、塔源録・宗親録・類附録を作る。

.....

このように太宗十一年の暮れから翌十二年にかけて、宗親をめぐる多くの規定や制度が議され始める。そして王室系譜を確立し王位継承資格者を限定することは、その中心的な作業であり、定陵碑文の改撰論議のうち少なくとも最初のもも、こうした動きを反映して出てきたものとみてまずまちがいない。定陵碑文の改撰論議の発端は、そもそも太宗朝における宗親政策の転換と深くかかわっていたのだといえる。

では、何故太宗朝のこの時期に、このように宗親政策が議論され始め、その転換がなされるようになったのか。この疑問に答えるために、次節以下においては李朝建国当初から太宗朝に至る宗親政策の変遷をみていくことにしよう。

## 四 李朝建国当初の宗親政策

### (1) 太祖朝の宗親処遇

太祖朝における宗親政策の特徴は、なんといっても宗親に私兵の所有を許したことであり、また彼らをして封君すると同時に官職（主として軍事職）に就かしたことであろう。それは、具体的には太祖即位の翌日、すなわち太祖元年（一三九二）七月十八日に義興親軍衛が創設され、宗親および大臣による諸道の兵の分領が下命されたのに始まる<sup>17)</sup>。その後、二十八日には太祖の異母弟である李和が義興親軍衛都節制使に任命され（この時彼は、商議門下府事にもなっている<sup>18)</sup>）、八月七日には王子・諸宗親の封君と同時に、永安君芳果（のちの定宗）・撫安君芳蕃の二王子および駙馬であった興安君李濟（慶順宮主に尚す）の、計三人がそれぞれ義興親軍衛節制使に任命された<sup>19)</sup>。

ところで、義興親軍衛というのはいわば私兵の軍衛であり、高麗末の都摠中外諸軍事府をこの時改めたものであるが、当時軍事組織としては、このほかに高麗の国軍の系統をひくく三軍都摠制府があった。これは、高麗恭讓王三年（一三九一）にこれ

表Ⅰ 宗親の職事任官状況（太祖元～定宗2〔太宗即位前〕）

宗親	関係	職事任官状況	任官年月日	出典
芳果	太祖の二男 のちの定宗	(イ) 義興親軍衛節制使	太祖元・8・7	『太祖実録』卷一
		(ロ) 三軍府中軍節制使	太祖2・10・17	『太祖実録』卷四
芳毅	太祖の三男	(ハ) 三軍府中軍節制使	太祖7・9・1	『太祖実録』卷一五
		(ニ) 三軍府左軍節制使	太祖7・9・1	『太祖実録』卷一五
芳幹	太祖の四男	(ホ) 全羅道節制使	太祖2・3・18	『太祖実録』卷三
		(ヘ) 三軍府右軍節制使	太祖7・9・1	『太祖実録』卷一五
芳遠	太祖の五男 のちの太宗	(ト) 判尚瑞司事	太祖7・9・5	『太祖実録』卷一五
		(チ) 条例詳定都監判事	定宗元・10・17	『定宗実録』卷二
芳蕃	太祖の七男	(リ) 義興親軍衛節制使	太祖元・8・7	『太祖実録』卷一
		(ヌ) 三軍府左軍節制使	太祖2・10・17	『太祖実録』卷四
和	太祖の異母弟	(ル) 商議門下府事義興親軍衛都節制使	太祖元・7・28	『太祖実録』卷一
		(ヲ) 楊広道節制使	太祖2・3・18	『太祖実録』卷三
		(ヅ) 判門下府事兼領義興三軍府事	太祖7・9・1	『太祖実録』卷一五
		(カ) 領三司事	定宗元・12	『定宗実録』卷二

までの五軍を三軍に改編したもので、その総指揮官である都摠制には、当時多数の私兵を擁して勢力を伸ばしていた李成桂が任命された<sup>(20)</sup>。彼はこの地位に就いたことで文字通り軍政の全権を掌握したのであり、それが翌年の王朝交代を可能ならしめたのだといえよう<sup>(21)</sup>。このような経過から推して、この三軍都摠制府も太祖の私兵軍団的性格を有していたことは十分に想像される。それはともかくとして、この三軍都摠制府は、太祖二年九月に至り、義興三軍府と改められた<sup>(22)</sup>。これはもちろん名称のみの改正にとどまるものではない。上將軍・大將軍の会議所である重房の廃止はい

天祐	太祖の異母兄 元桂の三男	商議中樞院事	太祖3・9・8	〔太祖実録〕卷六
朝	太祖の異母兄 元桂の三男	江原道助戰節制使	太祖5・8・26	〔太祖実録〕卷一〇
		同和中樞院事兼兵曹典書 義興侍衛司上將軍知三軍府事	太祖7・9・1	〔太祖実録〕卷一五
淑	太祖の異母弟 和の二男	知右軍節制使	定宗2・2・4	〔定宗実録〕卷三
		判中樞院事	定宗2・3・13	〔定宗実録〕卷三
枝	太祖の從弟	上將軍	太祖3・3・11	〔太祖実録〕卷五
		鷹揚衛前領將軍	太祖初年	〔太宗実録〕卷三
李濟	太祖の駙馬	右副承旨	太祖7・9	〔太宗実録〕卷一二
		右承旨	不詳	〔太宗実録〕卷一二
		上護軍	太祖元・10・9	〔世宗実録〕卷三五
		吏・戸・礼典書	不詳	〔世宗実録〕卷三五
		義興親軍衛節制使	太祖元・8・7	〔太祖実録〕卷一
		三軍府右軍節制使	太祖2・10・17	〔太祖実録〕卷四

の中に職を得たのである。<sup>24</sup>

このようにして、太祖朝を通じて多くの宗親が官職に任ぜられた。いま太祖元年から定宗二年までの宗親の職事任官状況をまとめると表Ⅰのようになる。

これをみれば、宗親の私兵所有及び職事任官が当時の政策として積極的に進められていたことは容易に理解されるだろう。しかも職事任官に関していえば、義興親軍衛や義興三軍府といった官制外の組織に限定されず、門下府や中樞院、あるいは六

うまでもないとして、そのほかに組織そのものの改編も含まれていた。すなわちこれは、さきの義興親軍衛の左・右二衛と、高麗の八衛（鷹揚・金吾・左右・神虎・興威・千牛・監門・備巡）を合わせて中・左・右の三軍に編成し直したものであり、いわば義興親軍衛と三軍都摠制府が一つに統合されたものであった。<sup>25</sup>そしてこの義興三軍府においても、さきに義興親軍衛節制使に任命されていた永安君芳果・撫安君芳蕃・興安君李濟の三人が、それぞれ中・左・右軍の各節制使として新組織

曹といった具合に、官制に定められた官衙の高官に名を連ねる宗親も見出すことができる。

一般に、宗親を官職に任ずるといふのは、彼らに政治的發言権を与えることになり、それは一步まちがえば王権を脅かす要因ともなりかねない。したがって宗親には、王族としての地位にみあう爵位のみを授けて実職には就けないのが普通であろう。しかしこれまでみてきたように、李朝太祖朝においては宗親の職事任官を認めればかりか、私兵という軍事力の所有までも許している。これはいかなる理由によるものだろうか。

『定宗実録』に次のような記事がみえる。

(前略) 惟我太上王(太祖、引用者註) 開国之初、特置義興三軍府、專掌兵權、規模宏遠、而時議者以為、革命之初、人心未定、當備不虞之變、宜令勲親、各典私兵、以応創卒、(後略)(同書、卷四、二年四月条)

これは、定宗二年(一四〇〇)四月、司憲府兼大司憲權近・門下府左散騎金若采らが私兵の廃止を上疏した際の、その疏の一節である。これによると、太祖が宗親に私兵の所有を許したのは、李朝の国初においては人心がいまだ定まらず、よって不虞の變に備える必要があつたためだといふ。思うに、太祖李成桂の即位は、表向きは受禪の粉飾を施されていたが、実際には王位の篡奪によるものであつたから、当然彼に反感を抱く人々は少なからず存在したのであろうし、また革命後の混乱に乗じて再度の革命を企てようとする者もいたのだらう。李朝の国初とは、政治的にそうした不安定要素をいくつも抱え込んだ時代であつた。したがって、そうした中で李氏の新王朝を維持していくためには、太祖自身の親族や、いわゆる李成桂派とされる、彼の即位に功のあつた勲臣たちの助力を得ることがなよりの上策だつたのだらうと思われる。これまでみてきたような宗親の私兵所有と職事任官の政策とは、そうした情況の中で生まれたものだったのである。

ところで、宗親政策というものを考える際、宗親の封爵規定について触れなければやはり片手落ちであろう。

太祖朝において封爵された宗親とその爵位は表Ⅱの通りである。この表で太祖の八男である芳碩が封君されていないのは、他の王子が封君された十三日後の八月二十日に彼が王世子に冊封されたことと関係すると思われる。また同じく太祖の六男である芳衍が封君されていないのは、この時すでに彼が卒していたためである。(升)の英については、『太祖実録』には太祖の「庶弟」として出てくるが、<sup>(27)</sup> 桓祖の三妻(崔氏・李氏・金氏)の所生中に該当する人物は見当たらず、その実態は不明である。さらに(又)・(ル)にあるように福根が鎮安君・奉寧君と二度封君されているのは、芳雨の長男であつた彼が、最初芳雨の卒するに

表Ⅱ 宗親の封爵状況(太祖年間)

宗親	関係		爵位	封爵年月日	出典
芳雨	太祖の長男	(イ)	鎮安君	太祖元・8・7	『太祖実録』巻一
芳果	太祖の二男	(ロ)	永安君	太祖元・8・7	『太祖実録』巻一
芳毅	太祖の三男	(ハ)	益安君	太祖元・8・7	『太祖実録』巻一
芳幹	太祖の四男	(ニ)	懷安君	太祖元・8・7	『太祖実録』巻一
芳遠	太祖の五男	(ホ)	靖安君	太祖元・8・7	『太祖実録』巻一
芳蕃	太祖の七男	(ヘ)	撫安君	太祖元・8・7	『太祖実録』巻一
和	太祖の異母弟	(ト)	義安伯	太祖元・7・28	『太祖実録』巻一
英	太祖の異母弟	(チ)	正尹	太祖3・4以前	『定宗実録』巻五
良祐	元桂の長男	(リ)	寧安君	太祖元・8・7	『太祖実録』巻一
福根	芳雨の長男	(ル)	鎮安君	太祖4・2・13	『太祖実録』巻七
枝	太祖の従弟	(ル)	奉寧君	太祖4・7・5	『太祖実録』巻八
李濟	太祖の駙馬	(ワ)	順寧君	太祖6・7以前	『太祖実録』巻一二
沈淙	太祖の駙馬	(カ)	興安君	太祖元・8・7	『太祖実録』巻一
李伯卿	太祖の駙馬	(コ)	青原君	太祖2・10・17	『太祖実録』巻四
	太祖の駙馬	(ク)	上党君	太祖5・5・1	『太祖実録』巻九

際してその君号である鎮安君を襲封され、その後奉寧君に改封されたためである。

こうした点を念頭におきながらこの表をみると、まず王子と駙馬は一律に封君されているのがわかる。しかしそれ以外に関しては、封爵のされ方がきわめて曖昧であるかのよう  
に思われる。たとえば(ト)の和は、宗親のうち一人だけ義安伯と、君ではなく伯という爵位を与えられている。また元桂の長男良祐は、(リ)にみえるように封君されているが、和の長男之崇は封君されていない。かかる事例から考えて、この時期には王子と駙馬を封君するという原則はできていたが、それ以外には明確な封爵規定はなかったともいえそうである。しかし私のみる限り、この当時封爵に関する規定がまったくなかったわけではないようである。確かにそれを明文化したものはないが、いま一度宗親の封爵状況をみると、次のような法則が浮かびあがってくる。

すなわち、福根に注目すれば、さきにも述べたように、彼はその父芳雨が卒した際、元来は芳雨の君号であった鎮安君の号を襲封さ

れ、その後牽寧君に改封されている。福根は芳雨の長男であつたから、つまり父が卒すればその嫡長子が父と同様に封爵される、ということが行われたわけである。このことは良祐の場合にあてはめてみても同じである。彼は太祖の異母兄元桂の長男である。太祖の異母弟である和が封爵されているのだから元桂も当然封爵されるべきであつただろう。ところが元桂はすでに卒していた。そこでその嫡長子たる良祐が封君されたわけである。

こう考えることによつて、元桂や和の所生のうち良祐だけが封君された理由も明らかとなるし、諸王子の所生で福根だけが封君されたのも説明がつく（芳符はすでに卒していたが彼には所生がなかつた）。

ただ、和が一人だけ伯という爵位を授けられたのは、彼が太祖の異母弟であるばかりでなく、新王朝の建国に功が大であり、太祖の信任を得ていたためであろう。彼は宗親としてよりも開国功臣として封爵された傾向が強い。伯というのは、当初は開国功臣の中でも彼と趙浚（平壤伯）・裴克廉（星山伯）の三人のみにしか授けられなかつたものである。<sup>29</sup>また、李枝の場合も太祖の従弟とはいつても桓祖の異腹兄の所生であつて、血縁的にはそう太祖と近くない。たまたま幼少より太祖の寵愛を受け、かつ数々の戦功を立てたことが彼の封君へ結びついたのである。したがつてそうした意味においては、やはり当時の封爵法は曖昧だつたといえるかもしれない。

しかし私は、そうした曖昧さをたんなる制度上の不備として片づけられるものとは考えない。むしろ、太祖朝においては宗親を封爵するという行為自体がさほど重要な意味を持つものではなかつたために、そうした曖昧さがつきまとうようになったのではないか、と思われてならないのである。

前述のように、太祖朝の宗親政策の特徴は宗親による私兵の所有と職事任官の二点として要約できる。そしてかかる政策は、建国まもない新王朝の政権維持のための一つの手段であつた。このことといまみた封爵法とは互いに表裏一体の關係をなしている。つまり、太祖朝において、宗親が積極的に政権内部へ組み込まれていたというのは、封爵法の持つ、宗親を政権から遠ざける装置としての機能が十分に作用する場のないことを意味している。

したがつて仔細な制度を準備する必要はなく、ただ最低限度の規定さえあればそれで万事こと足りたわけである。換言すれば、当時の封爵法にはそれ本来の性格が薄く、たんなる雅号として用いられる場合が多かつたのである。いずれにせよ、こうした状況が一般的な宗親封爵の法を知るわれわれの眼には曖昧に映るにすぎない。

さて、太祖朝を通じて宗親封爵法はそう大きな変化をみせなかった。ただその末年である太祖七年（一二三九）八月九月になつて、次の記事にみるような改革がなされた。

（前略）始以親王子為公、諸宗親為侯、正一品為伯、益安公中軍節制使、懷安公左軍節制使、今殿下（靖安公、引用者註）右軍節制使、福根奉寧侯、良祐寧安侯、李伯卿上党侯、沈淙青原侯、李和判門下府事兼領義興三軍府事義安公、（後略）

（『太祖実録』卷一五、七年九月癸酉（一日）条）

宗親や功臣を封爵する際、これまではおもに君という爵位を用いていたが、この改革はそれを親王子は公、諸宗親は侯、そして正一品官の勲臣は伯、と別々の爵位を用いるようにしたものである。これによって宗親内部における王子とそれ以外の者とが区別されるようになり、また宗親が正一品官の勲臣より上位に置かれたために、その相対的地位を向上させることにもなった。

しかしながら、この改革はたんにそれだけのものであり、これをもって状況の変化を語ることはできまい。何故なら、この改革においても、和は王子ではないのに義安公とされ、また諸宗親として侯を名乗る範圍も以前のままであり、そしてなによりも、彼らの中で官職に任ぜられている者が依然として多いからである。おそらくこの改革は、金成俊が指摘するように、その数ヶ月前に起きた第一次王子乱で沈滞してしまつた宗親に対する一つの優待策にすぎなかつたのだろう。これまでみてきたような太祖朝の宗親政策が大きく転換し始めるのは、次の定宗朝以降になつてからのことであつた。

## (2) 二度の王子乱と「宗親不任以事」制

太祖朝末年から次の定宗朝にかけて、王位継承をめぐる王子間の争いが二度にわたつて起きた。

周知のごとく、その一つは、太祖七年八月、芳遠一派が鄭道伝・南閤らの勲臣を、太祖妃康氏所出の王世子芳碩に付いて同じく太祖妃である韓氏所出の諸王子（芳果・芳毅・芳幹・芳遠）を除く陰謀を企てたとして討ち、同時に異腹弟であつた芳碩・芳蕃をも殺害した、というものであり（第一次王子乱）、もう一つは、これまた芳遠が、定宗二年（一一四〇）正月、実兄芳幹と争つてこれを破り、芳幹を扇動した朴苞を処刑した、というものであつた（第二次王子乱）。

これら二度にわたる王子乱は、新王朝の基盤が徐々に安定していくにつれて政権内部に形成されていった対立構造（王権と

宗親、兩班官僚勢力などが、王位継承問題を機に表面化したものだったといえる。そしていうまでもなく、これらの乱はいずれも宗親の所有する私兵の軍事力によってはじめて可能だったのである。いつてみれば、これまで政權を維持する一つの手段としてとられてきた宗親の私兵所有と軍事職中心の職事任官の政策が、結果としては逆に内乱を惹き起こし政權を揺るがすものになったのであるから、これらの乱ののち、従来の宗親政策を見直す動きが出てきたとしても、それは当然のなりゆきであつた。

特にそれは、これらの乱のどちらにも関与し、その真相はどうであれ、結果的にそれらを通して政治的権力を獲得していった芳遠にとっては、より切実に感じられたに違いない。彼は乱後の定宗二年二月、王世子に冊立され、同時に内外諸軍事の都督を命ぜられたことで事実上全権を掌握したが、その二ヶ月後であるこの年の二月に、従来の宗親政策を変える二つの改革が行われることになった。すなわち、私兵の廃止と「宗親不任以事」制の施行がそれである。「宗親不任以事」制とは、宗親の職事任官を禁ずるものであるから、つまりは、従来の宗親政策が宗親間に争いを起こし、政權を揺るがす危険性を孕んだものであつたという反省にかんがみ、これを根本から改めた——私兵廃止により宗親から軍事力を奪い、また彼らを官職から遠ざけることでその政治参与の道を封じてしまった——わけである。そしてそれが、芳遠への権力の集中とその安定を目的としていたことは、もはやいうまでもない。

さて、この二つの改革のうち、「宗親不在以事」制の施行というものは、いくつかの点において少なからずわれわれの関心を惹くものである。そこで以下、しばらくの間この規定について、その実際の施行のされ方を含めながら少しみていくことにしよう。

まず、この規定の制定を記した『定宗実録』の記事をあげておく。

期・大功之親、皆封君、大司憲權近・左散騎金若采等、上交章曰、王者之徳、莫先於睦親、睦親之道、在乎富貴、而全安之耳、古之帝王、封建同姓、尊之以列爵、貴之也、食之以土地、富之也、而不任王朝之職、所以安全之也、蓋任之以職、則心責之、以事有過不聞、則廢王法、治之、則廢私恩、二者皆未合理、故欲全其親愛之心、必不委以職事也、前朝之時、所以待宗室者、甚得其道、封君以貴之、厚祿以富之、位在百僚群臣之上、未嘗任以職事也、出入之時、必備儀衛、儀衛不備、不敢輕出、其位尊嚴、其勢安國、其享安富尊榮之福、垂五百年、豈不美哉、惟我國家創業之初、法制未備、宗親・駙

馬、以功以才、或拜朝官、或任兵權、因循未革、迄至于今、大則擁兵構禍、小則犯法被劾、全安之道、有乖乎古、且周之宗盟、異姓為後、所以尊同姓也、今以同姓之貴混処朝班、以列於群臣之中、非所以重金枝也、願自今保全宗親之道、一依前朝之旧、宗親・駙馬、皆以公・侯就第、不責軍・國職事、其支庶族屬、或封諸君、或拜元尹・正尹、皆厚其祿、以致富貴、使得優游、永享尊榮、又稽前朝旧式、定其儀衛、出入必備儀衛而行、其有不備儀衛而敢輕出者、憲司糾理、以尊公族、以別異姓、以防犯罪之源、以全睦族之道、上曰、期・大功之親、不任以事、皆封君、余皆勿論、其儀衛、禮曹議之、俱寡人無駙馬、故駙馬儀衛及化事与否、其勿議焉、(同書、卷四、二年四月条)

この記事からわかるように、この規定の施行にともない、宗親の封爵ということが大きな意味を持ち始めた点が、まず注目される。この規定が宗親を政治から締め出し、政權(とりわけ王權)に対する脅威となるのを防ごうという目的でなされたことはいま述べた通りであるが、職を解かれた宗親たちは、決してそのままにされていたわけではない。彼らは、政治の外側に排除されたといっても王族であることに違いはなく、よってその地位にみあう待遇に処せられるべきであった。そこで、右記事中に、彼らを公・侯・君・元尹、正尹に封じて厚祿を支給する、とあるように、国初においてさほど重視されなかった封爵法が重要な役割をはたすようになったのである。

また、ここでは封爵される宗親の範囲も「期・大功之親」として明示されており、これも注目に値する。「期」とは親族のうち服喪期間が満一年の人々をいい、「大功」は九ヶ月の人々をいうから、「期・大功之親」とは、具体的には祖父母・子・嫡孫・兄弟・伯叔父・姪(Ⅱ甥)〔以上、期之親〕・衆孫・党兄弟(Ⅱ從兄弟)〔以上、大功之親〕といった人々が相当する。したがって、これらの人々を封爵の対象としたというのは、これらの人々がいわゆる宗親として認定されたことを意味し、同時にこれ以外の人々は、王室の血統をひいていても、もはや宗親としては扱われないことにもなるのである。

この規定が施行された翌年の太宗元年(一四〇一)正月、公・侯・伯の爵位を用いるのは中国に対して僭礼であるとして、それらを府院大君(大君)・君・府院君と改めた際、王子ではないのに義安公に封ぜられていた和は、やはり他の王子同様義安大君と改封せられた等の例にみられるように、その内部には依然として曖昧さを残しているが、少なくとも宗親・非宗親のいちおうの境界線が設定されたという意味において、この「期・大功之親、皆封君」の規定は無視できぬ事実だといえるだろう。

ところで、この「宗親不任以事」制の実際の施行のされ方をみると、これまたたいへん興味深い。すなわち、この規定の施行が決定された翌月には、天祐（元桂の二男）が完山侯に封せられるのをはじめ、多くの宗親が官職から離れて封爵されており、

表Ⅲ 宗親の職事任官状況（太宗即位年（12））

宗親	関係	職事任官状況	任官年月日	出典
和	太祖の異母弟	(イ) 義安大君兼左軍都摠制 領議政府事	太宗 2・12・17 太宗 7・7・7	【太宗実録】卷四 【太宗実録】卷一四
良祐	元桂の長男	(ハ) 寧安君兼左軍都摠制 安州道都節制度	太宗 2・12・27	【太宗実録】卷四
天祐	元桂の二男	(ニ) 完山兼中軍都摠制	太宗 2・12・27	【太宗実録】卷四
		(ヘ) 議政府贊成事	太宗 8・12・15	【太宗実録】卷一六
		(ト) 兵曹判書 議政府贊成事 を兼職か	太宗 9・3・4	【太宗実録】卷一七
		(チ) 都鎮撫 議政府贊成事を 兼職か	太宗 9・8・11	【太宗実録】卷一八
		(リ) 議政府贊成事兼判義興 府事	太宗 9・9・3	【太宗実録】卷一八
		(ヌ) 議政府贊成事兼判義男 巡禁司事	太宗 10・9・27	【太宗実録】卷二〇
淑	和の二男	(ル) 完川君兼右軍都摠制	太宗 2・12・27	【太宗実録】卷四
		(ヲ) 議政府贊成事	太宗 5・12・6	【太宗実録】卷一〇
		(ワ) 内侍衛節制使	太宗 9・6・9	【太宗実録】卷一七

あたかもこの規定が完全に実施されたかのごとき感じを受けるのだが、実際はそうではなかった。定宗に代わって太宗（芳遠）が即位してから定陵碑文の改撰論議が起こる太宗十二年までの宗親の職事任官状況を表Ⅲとして示しておく。

これをみると、この間「期・大功之親」に相当する何人かの宗親が国事、軍事の要職に起用されているのがわかる。「宗親不任以事」制は、その規定どおりには実施されなかったのである。

しかしながら、これら官職に任せられた宗親とその任官の時期を仔細に検討すると、

そこにある種の傾向性を読み取ることができる。

まず表Ⅲの(二)、そして(イ)・(ハ)・(ホ)・(ル)に注目してみよう。(二)で李天祐が安州道都節制使に任命されたのは、その一週間ほどの前の十一月五日、神徳王后康氏(太祖継妃)の族属であった安辺府使趙思義が報仇を名目に拳兵した、いわゆる趙思義の乱<sup>(39)</sup>に対応するものである。天祐は、この乱鎮圧のためにこの職に任ぜられたのであった<sup>(40)</sup>。

結局この反乱は一ヶ月足らずで平定されるが、(イ)・(ハ)・(ホ)・(ル)にあるように李和・李良祐・李天祐・李淑の四宗親が封爵されたまま中・左・右三軍の都摠制を兼任するようになるのは、趙思義らが誅せられ、乱後処理がほぼ一段落したあとである。したがってこの措置は、趙思義の乱に脅威を感じた太宗が、以前軍事に携わったことのある宗親のうち、自らが厚く信任する者たちを再び軍事職に任ずることによって、こうした乱の再発に備えようとしたものだと思積できる。

次に(ロ)をみてみると、李和が領議政府事に任命されているが、『太宗実録』によれば、彼は任命六日後の七月十日に驪江君閔無咎・驪城君閔無疾らの不忠なるを上疏請罪し、いわゆる閔氏の獄の発端をつくった<sup>(41)</sup>。そして翌太宗八年(一四〇八)正月に、わずか六ヶ月にしてこの職を退いている。彼は太祖の代から王の信任厚く、特に王子乱の際には太宗側に付いて功を立てた人物であった。その彼が、領議政府事に任ぜられた際に太宗の外戚排除の典型として知られる閔氏の獄の発端をつくったというのは、興味深い事実といえるであろう。

また(ウ)における内侍衛とは宮殿内を警護するための、いわば近衛軍と思われるが、『太宗実録』の記述では、この時はじめて置かれたものらしい<sup>(42)</sup>。

さらに(イ)で李天祐が都鎮撫となつているのは、三軍鎮撫所の設置にともなうものである。三軍鎮撫所とは、太宗が伝位したのちに自ら軍政をつかさどらんがために設けたもので、つまり、兵曹に一本化されていた軍政を、ここに至つて二つに分けたのである。そしてその長官として李天祐が任ぜられたわけである。(ウ)で李天祐は判義興府事となるが、これはこの三軍鎮撫所を義興府と改名したことに由来する<sup>(43)</sup>。

このようにみてくるならば、宗親が職事に任ぜられるのは、それが全てではないにしろ、反乱・獄事・制度の変化などが生じた時である場合が多いのに気づくであろう。すなわち太宗は、政治の流れの中のそうした節目に宗親たちを任官させていたといえるのである。

ところで、このように「宗親不任以事」制施行後、官職に就いた宗親の中には、太祖の親兄弟・親王子はいない。いずれも太祖の後孫ではなく、しかも李枝を除いては全て元桂・和の子孫、いわゆる桓祖の庶系とされる人々である。おそらく太宗は、外戚勢力や文臣勢力に対抗し王権の強化と安定化をはかるためには、時に応じて宗親の力を利用することが必要と考えていたために、いまみてきたような「宗親不任以事」制に矛盾する措置をとったのであろう。ただその際、あまりにも近親の者を用いれば再び王子乱のごとき混乱を招き、王権を脅かす危険性がある。そこで宗親とはいっても太宗から比較的遠い存在であった太祖の後孫にあらざる者、金成俊の言葉を借りれば非太祖系宗親に当たる者で、特に太宗の信任が厚かった何人かの宗親を起用したものと推測されるのである。

しかしながら、彼らの大部分を占める元桂・和の子孫たちは、「期・大功之親」として宗親の待遇を受けること自体が、桓祖——太祖——(定宗)——太宗という王統を乱すものにもなりかねないのに、それに加えて官職に任せられ政治的権力を獲得していくならば、それは太祖の後孫にあたる他の宗親(わけても太宗の親兄弟・親王子)の相対的な地位低下につながり、ひいては王権をその内部から崩壊させかねないものであった。

ここに、王統を明確にし王権をより強固なものにするために、いわゆる非太祖系に該当する人々を宗親の範囲外に置くこと、すなわち、「宗親不任以事」制における「期・大功之親」という宗親の枠の再検討がなされねばならない理由があったのである。

## 五 桓祖庶系の排除——最初の碑文改撰論議

非太祖系、なかんずく桓祖庶系とされる人々を宗親の枠外へ排除してしまおうとする動きは、第三節で述べたように、太宗十一年(一四一一)十二月、宗親封爵法が議されるに至って、はじめて顕在化することとなった。この時太宗は次のように主張している。

(前略) 非太祖正派子孫、則封君未可也、国初寧安君良祐、幸以桓王庶孫、而得封君、其後宗親援、而封者蓋多、若以宗親之故而皆封君、則後代宗支、不可勝數焉、得人人而封之、享天祿乎、且非嫡子而封君、亦非良策也、(後略)

すなわち太宗は、元桂の長子良祐が国初に封君されたことを暗に非難しながら、太祖の後孫のみを封爵の対象とすべきを説

いているのである。

ここでわれわれは、太宗が良祐を指して「桓祖庶孫」といつている点について少しみておくべきであろう。右にあげた記事における太宗のいい方は、良祐は桓祖の庶孫であるにもかかわらず封君された、というふうにとれる。太宗は一方で、「非嫡子而封君、亦非良策也」とも語っているから、彼が嫡庶区分ということを封君是非の論拠としているのは明らかである。しかしながら、太宗が嫡庶区分の思想とその背景をなす儒教的倫理観の体現者であり、庶系の者を蔑む意識からかかる言動におよんだと考えるのは見当違いであろう。これまで述べてきたように、太宗が非太祖系もしくは桓祖庶系とされる人々を排除するに至ったのは、当時の政治状況のしからしめるところであり、嫡庶区分の思想は、太宗によって、自己の目的とする王統の明確化のために利用されたにすぎないとみるべきである。それは、この記事が李朝初期三王の実録における国王・台諫およびその他の臣下たちの言の中で、元桂・和とその子孫を「庶孽」「庶孫」と称した最初のものであるという点からも明らかである。

結局のところ、非太祖系の宗親のうち当時封爵されていた者たちは、李枝を除いて全て元桂・和の子孫であったから、太祖の後孫の系列を王室の正派とするためにはそれを桓祖の嫡系とし、元桂・和の派を庶系と認定するのが最も説得力を持つ方法だったのである。そして以下にみていくように、これ以後元桂・和の子孫が排除されていく過程において、この論法は一貫して用いられ、ついには、桓祖の三妻のうち元桂・和の母親である李氏・金氏を婢にまで貶しめる結果となったのである。

ところで、右にみた太宗の主張は、翌太宗十二年に入って徐々に実現していくこととなった。

まず四月二十五日、鎮安君芳雨の庶孽だった元尹徳根の葬礼を議した際、はじめて体系的な宗親封爵の規定が設けられた。

元尹徳根卒、輟朝三日、賜賻米豆三十石、又賜祭、徳根鎮安君芳雨之孽子也、初元尹・正尹卒、則以宗親下等例葬之、至是命政府曰、宗室有親疏、何泛以下等之例葬之、稽古制以聞、政府上言、元尹・正尹葬之之礼、令礼曹考之曰、漢制只稱皇兄弟・皇子封王、唐宋之制亦同、前朝亦以王兄弟・王子封君、其元尹・正尹礼葬等差、則不録、乞於太祖子孫内、即位之主嫡妃之子、封大君、嬪媵之子、封君、親兄弟、封大君、親兄弟嫡室長子、封君、衆子、封元尹、其葬之礼、宜從下等、政府又言、即位之王宮人所出、為正尹、親兄弟及親子良妾之子、亦許為正尹、且其長幼、不可無別、以元尹為從二品、副元尹為正三品、正尹為從三品、副正尹為正四品、以為恒式、(後略)(『太宗実録』卷二三、十二年四月己卯(二十五日))

条)

ここで注目すべきは、「太祖子孫内」の字句である。明言は避けているものの、これは明らかに非太祖系宗親が封爵対象外にあることを示しており、よってここでは、太祖の後孫のみが、太宗との関係の遠近により体系的な封爵資格を規定されたのである。

太祖の後孫に対して右のような封爵規定が設けられたからには、次に、その際除外されていた非太祖系宗親に対する処遇の改革が、当然打ち出されねばなるまい。そこで、この年の五月三日、非太祖系宗親は外戚封君者とともに、その封爵を罷められることになった。

罷非太祖之後而封在内諸君・元尹・正尹及外戚封君者、加置三軍都摠制・同知摠制・僉摠制各一、領恭安府事一、判仁寧府事二、判敬承府事一、仁寧・敬承府尹各一、以在内諸君、順寧君李枝、為領恭安府事、完城君李之崇、判仁寧府事、元尹李伯温、為中軍都摠制、李宏、左軍摠制、李澄、右軍摠制、李湛、中軍摠制、李皎、右軍同知摠制、正尹李興濟、敬承府尹、李興發左軍同知摠制、李興露、中軍僉摠制、李准、左軍僉摠制、李漸、右軍僉摠制、以外戚諸君、安川韓劍、判仁寧府事、永嘉君權弘、判敬承府事、光山君金漢老、中軍都摠制、驪原君閔無恤、左軍都摠制、安原君韓長壽、中軍摠制、驪山君閔無悔、仁寧府尹、唯寧安君李良祐、以功臣改封完原府院君、(『太宗実録』卷二三、十二年五月丙戌〔三日〕条)

右の記事が示すように、非太祖系宗親たちはことごとく封爵を罷められ、その代わりに三軍府や、あるいは恭安府・仁寧府・敬承府等の王室私庫に加置された職に、それぞれ任ぜられたのである。

これは、現実の処遇の面において非太祖系の人々を宗親の範囲外に占め出すことを意味したが、太宗はそのような政策を推進する一方で、王室系譜(璿源世系)の上からも彼らを排除することを怠らなかつた。第三節でみたように、この年の十月二十六日、璿源録・宗親録・類附録の三種の系譜を作り、そのそれぞれに祖系・宗子・宗女と庶孽を個別に記すようにしたのである。

さて、われわれが問題とする定陵碑文の改撰論議が、こうした一連の宗親政策の転換にもなつて生じたものであり、なかでも、この王室系譜の確立と直接に関連するものであつたことはすでに述べたとおりである。そこで注目されるのが、次にあげる『太宗実録』中の一文である。

命諸陵碑文成冊に進、(同書、卷二三、十二年四月辛酉〔七日〕条)

きわめて短い記事であり、前後にそれと関連するような記述も見当たらないので、これだけ眺めていてもそこに記された王命の意図するところはつかめない。しかし、さきにもた王室系譜の整備と確立の過程の中にこれを置いてみるならば、この記事は十分に示陵的である。諸陵の碑文を成冊して王のもとへ進献せよというこの王命は、王室系譜整備の準備作業の一環としてなされたものと解されるからである。

一般に、墓誌と同様神道碑にも故人の行状とともにその系譜や妻妾および所生についての詳細が記される。したがって、王室の系譜を整備して王統の明確化をはかろうとする太宗が、系譜作成に際して祖先諸陵の碑文を参照したとしても、なんら不思議ではない。こうして系譜作成にさきだち、諸陵の碑文が太宗のもとに集められたのであろう。ところが、それらのうち定陵碑文が太祖の異母弟である元桂・和をまるで太祖と同母兄弟であるかのごとく記しているのが発見された。元桂・和およびその子孫を桓祖庶系として宗親の枠外へ排除せんとする太宗にとって、これは見過ごすわけにはいかぬ問題であり、よって定陵碑文を改撰し、彼らの出自を明示しようとの論議が生ずるに至ったのである。つまりそれがや右の王命の十四日後、太宗十二年四月二十一日に起きた最初の碑文改撰論議だったと考えられる。いわばこれは、王室系譜確立途上において派生的に出たきた問題だったといえよう。

定陵碑文は、このち翌年四月になって再度その改撰が朝議にのぼることから、少なくともこの段階では、実際の改撰はなされていなかったと考ええてよい。おそらく、王室系譜の三分化によって系譜的に元桂・和とその子孫を太祖の後孫と区別し、宗親の枠外に置くことが達せられたため、わざわざ碑丈自体に手を加える必要もなかったのであろう。

ここまでのところで、定陵碑文の最初の改撰論議が惹き起こされるに至った経緯、そしてそのきっかけとなった宗親政策の転換が、太宗朝において行われなければならない理由については、ほぼ明らかにされたと思う。それにしても、太宗がそうした桓祖庶系を中心とする非太祖系宗親を排除し、王統を明確にしようとする動きをみせるようになるのが、すでに即位後十一年を経たのちからであったというのは、いったい何故であろう。二度にわたる王子乱を経験して即位した太宗は、当然はやくから王統の明確化の必要性を感じていたはずである。非太祖系の宗親に官職を与え、彼らを王権強化に利用するにしても、

そのことが持つ王権に対する危険性は十分承知していたと思われるのであって、ならば、もつとはやい時期に彼らを太祖の後孫と区別してしまつてもよかつたのではないだろうか。

即位後すぐに、そのような処置を講じえなかつたのは、それなりの理由があつた。一つは、太宗即位当時には太祖と李和がまだ健在であつたという点があげられる。太祖と元桂・和は異腹兄弟とはいつても、そうした差別のない頃に育つた間柄であり、しかも元桂・和の二人は李朝の建国に際して功を立て、太祖の厚い信任を得ていた。太宗は二度の王子乱で、芳蕃・芳碩の二人の異腹弟を殺し、また同腹の兄芳幹を流竄するなどして太祖の怒りをかかつていたから、彼の存命中に元桂・和およびその子孫を排除することは、さらに太祖の怒りを増大させ、自己の利益につながらないと考えていたのではないだろうか。特に和は、王子乱では太宗側に付いて定社功臣にまでなつた人である。そんなわけで太宗とは親密な間柄にあり政治的発言力も強かつたから、和の存命中に彼やその子孫を宗親から除くことは、太宗にとって不利になりこそすれ、得るべきものはないとして遠慮されたものと思われる。こうして太祖と和が、太宗八年（一四〇八）に相次いで没した以後になつて、非太祖系の排除ははじめて可能となつたのであろう。

次にあげられるのは、閔無咎・無疾兄弟の獄が、太宗十年（一四一〇）三月、彼らの賜死をもつて一段落した点である。この獄はいうまでもなく、太宗の外戚排除の具体的な現われであつた。われわれは、この獄において李和がその発端をつくり、また彼の長男である之崇が、閔兄弟を擁護して彼らに対する国家の処置を批判した尹穆らを告発するなど、桓祖庶系とされる人々のうち何人かがはたした役割に注目すべきである。すなわち、この獄事で彼らは、王権側に付いていたのである。したがつて、この獄が一段落して当面の外戚の脅威が除かれるまでは、彼らの排除もなしえなかつたに違いない。

要するに、こうしたいくつかの問題が全て解決し、王権がいちおうの安定を獲得した段階に至つて、いよいよ桓祖庶系とされる人々を中心とする非太祖系の宗親は、実際の処遇の面ではもちろん、系譜上においても宗親の枠からことごとく排除されていくことになつたのであり、一方でそれは宗親をめぐる新しい諸規定の成立を促し、他方で定陵碑文の改撰論議のような問題を派生させることにもなつたのであつた。

## 六 桓祖庶系に対する台諫の攻撃——二度目の碑文改撰論議

いままでみてきたような経過を辿って、いわゆる桓祖庶系を中心とした非太祖系宗親は、処遇と系譜の両面を通して宗親の枠外に占め出されてしまった。しかし、これまで宗親として厚遇されていたものを突然そうでなくするというのは、彼らの地位を低下させ、不満を抱かせる原因ともなりうることである。そうなれば、新たに不平分子を作り出すようなもので、こうした処置を行う意味がなくなってしまう。太宗が彼らに三軍府や王室私庫に加置された一定の官職を授けたのは、彼らの封爵を罷めることで当然出てくると想定されるそうした問題を考慮してのことだったと考えられる。

ところで、彼らが封爵を罷められて宗親の枠外に置かれてしまったというのは、一方では、彼らがもはや「宗親不任以事」制の束縛から解放されたことを意味してもいた。つまりこれは、彼らを一般の文武官と同様に官職に任ずることを可能ならしめたものであったのである。確かに彼らは、いま述べたように三軍府あるいは王室私庫に加置された（それゆえにきわめて名譽職的な）一定の官職を授けられることになっており、現に大半の者はそのように処せられていたのであるが、たとえば李天祐のように以前から太宗の信任を得て高位高官にあった者は、従来どおり要職に就けてながら差支えないはずであった。

太宗十三年（一四一三）四月七日、天祐は、吏曹判書に任命された<sup>65</sup>。しかしこれに対しては、九日後の十六日、この時天祐とともに判恭安府事に任ぜられた李之崇、参贊議政府事に任ぜられた柳廷顕（天祐の妹夫）を含めて、その告身の署経を拒否し、この人事の不当性を上疏して訴えるというかたちで、司諫院の反発を招くことになった。「太宗実録」には次のようにある。

司諫院上疏、上覽而燒之、司諫院、不署吏曹判書李天祐・判恭安府事李之崇・参贊議政府事柳廷顕告身、仍上疏曰、嫡妾之分、所以弁貴賤、殊尊卑、不可乱也、天祐之祖母、之崇之祖母、不知何人也、臣等聞、皆是桓王之妾也、而二人皆称王室之親、而位至一品、無奈乱名分乎、況吏曹百官之長、政府一国之重、当执人而任之、今以天祐為吏曹判書、其妹夫廷顕為参贊議政府事、豈可以若此之輩而居是者、將何以授之耶、如此不分宗庶、而皆授朝廷顯爵、則臣等恐、後日本宗支庶不復弁矣、且尊卑相等、而凌僭之弊生矣、上覽而燒之、謂諫院曰、勿復多言、速署告身、（同書、卷二五、十三年四月甲子

〔十六日〕条）

つまり、天祐らは桓祖の庶系に連なるがゆえに顯職には任じられない、というのが司諫院の、彼らに対する告身署経拒否の理由である。しかし太宗は、司諫院の疏文を焼き捨て、すみやかに告身署経を行うよう命じたのだ。そして、同じ日彼ら

の告身が司憲府に至るや、ここでも司諫院と同様の上疏がなされたが、太宗は台員の主張を受け容れようとはせず、結局、天祐・延頭らの告身は、王の特旨ということで署経されたのである。<sup>69</sup>

ところで、こうした台諫の上疏において、天祐が吏曹判書に任命された点については、それが三軍府・王室私庫に加置された官職からはずれるがゆえに、不当とされても仕方ないであろう。しかし之崇の場合、彼が任じられた判恭安府事は封爵の代わりに彼らに与えられた一定の官職の一つである。にもかかわらず、彼は告身署経を拒否されたのであり、また延頭も、たんに天祐の妹夫であるというだけの理由で、これまで受けたことのない攻撃にさらされているのであって、これにはいささか行きすぎの感がないでもない。

しかしながら、こうしたことはこれにとどまらなかつた。同年九月三日、大司憲尹尙らは上疏して次のごとくいう。

臣元桂・和等、既是宗室支派、其子孫乃与王子・王孫並列于位、無所分別、不唯貴賤無等、已嘗開具以聞、前月十九日、授之崇判敬承府事、李澄專城鎮、興發長淵鎮兵馬使、臣等窃聞、為国以礼、礼莫先於別尊卑弁貴賤、名不可乱、分不可犯、天地之常經、古今之通義、非一時之所得私也、且署告身之法、雖在下士、尚且弁族属、分嫡庶、以清士流、况之崇等分派、天潢而流且不澄者乎、殿下以納汗之量、親愛之恩、尊寵之致、使孽芽之賤、上雜金枝之貴、臣等職在憲司、何敢屈法伸恩、以毀国章、以累朝廷哉、澄及興發、当国有虞、出戍辺疆、姑且署其告身、之崇官崇位顯、实踰其分、又非二人之比、其告身、何敢署過、伏望上裁、(『太宗実録』卷二六、十三年九月己卯〔三日〕条)

これは、この年の八月十九日に李之崇が判敬承府事、李澄(和の三男)が專城鎮兵馬使、李興發(良祐の長男)が長淵鎮兵馬使に任命されたことに對する上疏である。すなわち尹尙は、後者一人については国防上の理由をもってひとまず告身に署経すると語るが、之崇が判敬承府事に任ぜられた点に關しては、「官崇位顯、实踰其分、又非二人之比」と述べて、告身署経を拒否する態度を示したのである。しかしながら、之崇が任じられた判敬承府事は、やはり非太祖系の封爵を罷めた際に加置された官職の一つだった。それがここでは、四月に彼が判恭安府事に任じられた時と同様に、否それよりも激しく、不当な人事として攻撃されたわけである。

このように、彼ら桓祖庶系に連なる人々が高位高官(三軍府・王室私庫の加置職も含めて)に就くことに對して、台諫がその告身の署経を拒むというかたちで反発を示すようになったのは、この年の四月五日、一品から九品に至る全ての官人に告身

法を用いるようにしたためであった。<sup>(64)</sup>そこで、過度ともいえるこうした台諫の態度をみかねた太宗は、さきの尹向等の上疏に答えて「署告身之法、至如此、則當復其旧」(同右)と語り、十月二十二日に至って、四品以上の官に限っては官教法を復活し、王旨をもって任命するようにしてしまった。<sup>(65)</sup>つまり台諫が高官の人事に介入できないようにしてしまつたのである。そして、台諫が再度告身署経法の復活を請うた際にも、太宗は、

令台諫勿以私情行事、前朝台諫、皆附大臣、以行己志、予所親見者也、近日、台諫互相朋比、未免其罪、無乃有愧乎、  
〔太宗実録〕卷二六、十三年十一月庚辰〔四日〕条)

と語り、その要求を容れるどころか、逆に台諫の行爲を厳しく非難した。

ところが、台諫の桓祖庶系とされる人々に対する攻撃はそれでもやまなかつた。翌十四年正月二十三日、司憲府は官吏を派遣して完原府院君李良祐およびその子興濟・興露の家を守直せしめたのである(第二節参照)。司憲府の言によれば、そうした行爲におよんだ理由は、良祐が芳幹(第二次王子乱で太宗に破れ、流竄の身となつていた)と通じていること、および今年の親禊の際に彼が王宮に來朝しなかつたことであつたという。そこで司憲府は、良祐等のそうした挙動を不忠不敬の罪に当たるとし、その告身を収め彼らを鞫問せんことを請うたのであつた。

太宗は翌二十四日、良祐を永興に帰郷せしめる処置をとつた。<sup>(66)</sup>しかし台諫はそれで納得せず、再三にわたつて請罪の上疏を繰り返したために、この一件はその後しばらくの間、尾をひくことになるのである。<sup>(67)</sup>

それにしても、桓祖庶系に連なる人々に対するこうした台諫の執拗な攻撃を、われわれはどのように理解したらよいのだろうか。それが、李天祐のように三軍府・王室私庫の加置職以外の顯職に任ぜられた場合に限るものであるなら、話はそうむずかしくない。ところがここでは、そうした加置職に任ぜられる場合であっても、それが高位のものであれば攻撃の対象とされている。しかも廷頭のように、たんに天祐の妹を妻としていたとの理由だけで告身の署経を拒否された事例もあるのである。

こうした状況を、單純に庶孽差待思想の急激な進展と捉えるのは、表面的な理解にすぎないだろう。彼らに対する攻撃は、彼らが庶系であるがゆえのものではなく、当時の政治状況の中で彼らが占めていた位置が、両班官僚層の利害を左右するものであつたところに起因していたと私は考えたい。

つまり、非太祖系宗親が封爵を罷められて宗親の枠から排除されることは、王権の安定化をもたらすのみならず、両班官僚

層にとつても、對抗する一つの勢力が消滅することを意味していたため、そこに王権側との利害の一致を見出せた。それゆえ彼らは、この時はいっさい反抗しなかつたのである。ところが、封爵を罷められた人々は、その代わりに名譽職の色彩の強い一定の官職を授けられることになった。しかしながら、それらの官職は三軍府にしろ王室私庫にしろ、実際に職掌を持ち機能している官衙のものであり、したがって、彼らを一律に任ずる機関としては問題があつたものと思われる。また太宗は、自己の信任厚い一部の非太祖系宗親に対しては、そうした官職に限定せず、王権強化のために吏曹判書のような実職の高官に任じたりもしたから、そうした点が両班官僚層にとつては好ましくからざるものとして受けとられたに違いない。そして遂には台諫をして告身署経拒否というかたちで彼らを攻撃するに至らしたのであり、その際、攻撃の理由を、彼らが桓祖の庶系である、というところに求めるのが最も容易で有効な方法として認識されたものと推測されるのである。何故なら、太祖の異母兄弟である元桂・和とその子孫を庶系と見做すやり方は、太宗自身が以前に用いたものであり、また治国の理念を儒教に求める両班官僚層にとつても、それはきわめて合理的な論法だつたからである。いつてみれば、かつて太宗が用いた論法を、今度は逆に台諫が利用したわけである。

ところで、定陵碑文の二度目の改撰論議が起ころのは、前述したごとく太宗十三年の四月二十六日のことである。つまり、台諫が李天祐・柳廷顕らの告身置経を拒否し、桓祖の庶系とされる人々に対する攻撃を始めるのとほぼ時を同じくして生じたものだったのである。だがそれだけではない。この時の改撰論議は、司憲執義金孝孫ら（すなわち台諫）の上疏に始まるものであり、さらに、第二節において指摘したように前年の最初の改撰論議が、たんに桓祖の所生の出自を明確にする点のみを問題としていたのと異なり、こちらは、碑文中から桓祖庶系にかかわる全ての記述を削除してしまおうというものでもあつた。

こうした諸点から推して、この時の改撰論議も、台諫の桓祖庶系とされる人々に対する攻撃の一環として生じたものであることは言を俟たない。前年の最初の改撰論議ののち、結局碑文は改撰されずにそのまま放置されていたから、台諫はそれをも攻撃の恰好の目標としたのであろう。要するに、定陵碑文の二度目の改撰論議は、桓祖庶系とされる人々が両班官僚層の敵対勢力と認識されたことに由来していたといえるのであり、いつてみれば、王権に対する両班官僚層の抵抗であつたわけである。

さて、封爵を罷められた非太祖系宗親のために三軍府・王室私庫に加置されたいくつかの官職は、さきに述べたように、彼らを一律に任じる職としては必ずしも適切なものではなかつた。そこで、それらに代わつて太宗十四年正月二十八日、敦寧府

なる新官衙が設置されることになった。

初置敦寧府、無隸屬、無職事、以処宗親之非太祖後而不得封君者、及外戚姻婭、与王室之外孫、革三軍都摠制・同知摠制・僉摠制各一人、領恭安府事・判仁寧府事・判敬承府事各一人、置領府事一正一品、判府事一從一品、知府事二正二品、同知府事二從二品、僉知府事二正三品、同僉知府事二從三品、副知府事二正四品、同副知府事二從四品、判官二正五品、注簿二正六品、丞二正七品、副丞二正八品、録事二正九品、(後略)(『太宗実録』卷二七、十四年正月癸卯(二十八日)条)

これは隸屬・職事のない、完全に名譽職的な官衙であり、非太祖系宗親や外戚・王室の外孫など、王権に対して脅威となる可能性を秘めているがために、封爵して厚遇することも高位の実職に就けることもできないが、しかし王室との血縁のゆえに、その地位だけは一定に保たれるべき人々を一律に任ずる機関としては、まさに最適なものだった。

では、この敦寧府設置後、桓祖の庶系とされる人々ほどのような処遇を受け、どのような運命を辿ったのであろうか。

実はこれ以後、太宗朝の末年に至るまでの間、彼らはほとんど政治の表面に姿を現わさなくなる。太宗の信任を得て、一時は吏・兵曹判書および議政府贊成事といった頭職を次々に歴任した李天祐も、敦寧府設置の約二週間ほど前に完山府院君となり実職から退いてしまった(彼は定任社功臣であったため、兄の良祐と同様に功臣として特別に封爵が許されたのであろう)。そして同年八月に義禁府都提調の職を拝するが、それから三年後の太宗十七年四月に卒している。また李良祐は、敦寧府設置の年の六月に永興府より召還され、九月には完原府院君に復せられるが、やはり太宗十七年二月に他界している。その他の者も、敦寧府と軍事関係の職を交互に歴任し、必ずしも敦寧府の職だけに限定されはしなかったが、さしたる頭職に就く者もなかったようである。

それにはいくつかの理由が考えられよう。一つには、世代がさがるにつれて、彼らの中に天祐のような太宗の信任厚い者がいなくなってしまう点があげられる。また、敦寧府設置の年は議政府の庶事を六曹に分掌せしめる、いわゆる六曹直啓制が施行された年でもあったから、あるいは、王権の安定・強化のために彼らを利用する必要が、もはやそれほどまでには感じられなくなってしまうたからかもしれない。

ともあれ、少なくとも『太宗実録』をみる限りにおいて、彼らが以前ほどめだつ存在でなくなってしまうのは事実であり、

彼らをめぐる記述が原因となつて、定陵碑文の改撰が議されることも二度となかつたのである。

## 七　むすび

以上で、太宗十二年からその翌年にかけて二度にわたつて起きた定陵碑文の改撰論議に焦点を合わせ、それを惹き起こした当時の政治状況を考察しようとする本稿の目的は、不十分ながらもいちおう達せられたものと思われる。

周知のように、太宗の治世年間、さまざまな方面において李朝の国家的基盤が確立され、王権もそれまでになく強化された時代であつた。本稿でとりあげた定陵碑文の改撰論議も、太宗が行つてきた王権強化政策と無縁のものではなかつたといえる。二度の論議はともに、太宗が王権の安定と強化を意図して行つた、のちに桓祖庶系とされる太祖の異母兄弟子孫の顯職任官と、どこかでかかわつていたのである。具体的にいえば、まず最初の碑文改撰論議は、当時太宗の親兄弟や親王子などの太祖後孫とともに宗親として遇されていた桓祖庶系が、その一方で顯職に任ぜられることによつて生ずる太祖後孫の相対的地位低下と王統の混乱を解決するために、太宗が行つた宗親政策の転換——桓祖庶系の宗親からの排除——にともなつて派生したものである。また二度目のそれは、そのような宗親政策の転換後、桓祖庶系が宗親の枠外に置かれて一般の文武官同様に官職に任ぜられるようになった状況に対し、両班官僚層が反発して行つた告身署経拒否をはじめとする桓祖庶系に対する攻撃の一環としてもちあがつたものであつた。

したがつて、これら二度の碑文改撰論議は、同じ定陵碑文の同じ箇所の記事を問題にしていながら、しかもいま述べたように、ともに太宗の王権強化政策と不可分の関係にありながら、それを惹き起こした政治的背景が異なっており、それゆえ、碑文改撰を主張する人も意図も互いに対極をなすものだったことがわかる。一方は太宗を中心とする王権側が王室の保全を目的として起こしたものであり、他方は王権の専横に対する両班官僚層の牽制の手段だったのである。このことはまた、ある意味で桓祖庶系とされる人々が当時どのような状況に置かれていたかを、象徴的に示したものであるともいえるだろう。

ともあれ、表面的には些細な出来事のようにしかみえないが、定陵碑文の改撰論議は、その背後に当時の政治史の主軸をなす王権と両班官僚層との対抗の一断面を覗かせているのである。(一九八六年八月二十三日稿了)

(1) こうした伝説は、『高麗史』・『太祖実録』・『竜飛御天歌』等に見られるが、どこまで史実を反映したものであるかは疑問である。

(2) 『全州李氏移居朔方以来墳墓記』(『牧隱集』文彙卷一五)。

(3) 『牧隱集』文彙卷一五。『東文選』卷一九。

(4) ここでは紙数の都合上、両者の碑文全文を示すことは差し控えるが、異同箇所は安社(穆祖)・行里(翼祖)そして太祖の十七代祖「新羅阿干諱光禰」の事績に関する部分と、桓祖の妻妾および所生に関する部分に認められる。後述するように、本稿の主題である定陵碑文の改撰論議も碑文中における桓祖の妻妾と所生に関する記述をめぐるのであり、この点から特に後者の異同は興味深い。管見の限りでは、『牧隱集』所収の碑文より、『東文選』所収のそのの方がこの部分の記述が詳細であり、また桓祖の三妻の記述にも大きな偏向がみられないので、こちらが『牧隱集』所収の碑文よりも李穡が撰じた原文に近いのではないかと考えられる。よって、『牧隱集』の李公碑文は、本稿の主題である定陵碑文の場合と同様の意図から、太宗朝に至って改竄されたものと推定され、その改竄の時期は、『太宗実録』の、

命収文靖公李穡所製定陵神道碑文、下旨礼曹日、大小員人印出季穡所製咸興府定陵碑文家藏者、京外備細訪問、求得以進、(同書、卷三四、十七年十一月辛未(二十日)条)

という記事から推して、太宗十七年(一四一七)十一月以降として差支えないだろう。ただし、一方でそのように大幅な改竄を窺わせる碑文が伝存し、他方で『東文選』所収のものごとく比較的原文に近いと思しきものが残っていること理由は、現在のところ不明とせざるをえない。

(5) 『筆苑雜記』卷一には、

高麗季、人心皆帰我太祖、而牧隱李先生穡存形跡、然撰桓王碑、在太祖潛邸之時、用周邦雖旧、其命維新之語何耶、崔都統瑩、臨死語日、季広平常言、判三司事(李成桂、引用者註)当為国主、広平・都統皆当国大臣、而尚有是言、天命人心之帰我太祖、不待戊辰(一三八八年、引用者註)而可知矣、

とあり、李公碑文の一節として「周邦雖旧、其命維新」という語を引用しているが、これは『牧隱集』・『東文選』いずれの碑文にもみられない。池内宏は、『李朝の四祖の伝説と其の構成(上)』(『東洋学報』第五卷第二号、一九一五年)においてこの事実を指摘し、そこに李公碑文改竄の過程をみようとする。そして彼はその論拠として、私が註(4)にあげた『太宗実録』卷三四中の記事に注目している(ただし池内は、『東文選』所収の碑文については一言も触れていない)。

(6) 『太祖実録』卷三、二年正月辛未(二十五日)および卷四、九月庚申(十八日)条。

(7) 『陽村集』卷三六。『東文選』卷二〇。『新增東国輿地勝覧』卷四八、咸鏡道咸興府陵墓条。また『太祖実録』卷四、二年九月庚申(十八日)条。

(8) 朝鮮総督府編『朝鮮金石総覧』下巻(同府、一九一九年)。ただし現存する碑石は立碑当時のものではなく、同書に碑文とともに収められた追記からもわかるように、壬辰倭乱の際日本軍の手によって破壊されていたものを光海君四年(一六一二)に再建したものである。したがって同書所収の刻文も、再建後の碑石より採られたものである。

(9) 『太祖実録』卷一、元年七月丁未(二十八日)および八月丁巳(八日)条。

(10) 池内宏『李朝の四祖の伝説と其の構成(下)』、『東洋学報』第五卷第三号、一九一五年)。

(11) 今村鞆『朝鮮に於ける一夫多妻の存在期に就て』、『稲葉博士還暦記念滿鮮史論叢』、稲葉博士環曆記念会、京城、一九三八年)によれば、高麗時代は一夫多妻婚が一般的な婚姻形態として広く行われていたという。よって『東文選』所収の李公碑文は、そうした当時の婚姻風習を反映したものと考えられ、註(4)でも述べたようにこちらがより原文に近いものと私は考えたい。

(12) 李相伯『庶孽差待의 淵源에 對한 一問題』、『震檀学報』第一卷、一九三四年。のち『韓国文化史研究論叢』、乙酉文化社、ソウル、一九四七年、に所収)。

(13) 「差待」という用語は日本語にはない。この語をはじめて用いたのは、管見によれば李相伯である。彼は註(12)にあげた論文の題目に「庶孽差待」という表現を用いたのである。その意は庶孽の差別待遇ということであろう。このうち、庶孽の虐待や差別的処遇について語る際、ほとんどの朝鮮人歴史学者がこの用語を用いている。私の知る限り、この用語は韓国の国語辞典にも見出せない特別な用語のようであるが、歴史学者が庶孽について語る時には十分に一般化していると思われるので、日本語の論文である本稿においても、そのまま採用した。

(14) 定陵碑文の改撰論議については、本稿で検討した二論文のほかにもいくつかの論文において言及されている。たとえば、朴容玉『朝鮮太宗朝 妻妾分辨考』(『韓国史研究』一四、一九七六年)は、李朝初期における妻妾分弁がいかなる社会的背景のもとで生じたものかを論じる中でこの問題に触れている。しかし朴は、一連の問題を当時の支配層が強硬に推進した儒教的倫理観の影響と捉え、それ以外の要因はそれに付随したものとしてしかみていないようである。もちろん私は、儒教の影響を全て否定するつもりはないが、しかし定陵碑文の改撰論議を惹き起こした要因は、そればかりでは説明しきれないだろう。もっと現実在即した具体的な要請がこの問題を生ぜしめたのであって、われわれの関心はむしろそれを解き明かすことにある。

(15) 『太宗実録』卷三三、十二年五月丙戌(三日)条。

(16) 以下は『太宗実録』の当該年月日条の記事にもとづいている。

(17) 『太祖実録』卷一、元年七月丁酉(八日)条。

(18) 『太祖実録』卷一、元年七月丁未(二十八日)条。

- (19) 『太祖実録』 卷一、元年八月丙辰(七日) 条。
- (20) 『高麗史』 卷四六、世家四六、恭讓王三年正月乙未(七日) 条。『高麗史節要』 卷三五、恭讓王三年正月条。『增補文献備考』 卷一〇九、兵考一、制置一。
- (21) 末松保和「李朝の革命の一考察」、『学習院史学』 第六号、一九六九年。
- (22) 『太祖実録』 卷四、二年九月丙辰(十四日) 条。
- (23) 『増補文献備考』 卷一〇九、兵考一、制置一。
- (24) 『太祖実録』 卷四、二年十月壬午(十日) 条。
- (25) 『太祖実録』 卷一、元年八月己巳(二十日) 条。
- (26) 『増補文献備考』 卷四三、帝系考四、王子。
- (27) 『太祖実録』 卷五、三年四月丁酉(二十八日) 条。
- (28) 『太祖実録』 卷七、四年二月丁丑(十三日) および卷八、七月丙申(五日) 条。
- (29) 『濔源系譜紀略』(震檀学会編) 『韓国史』(年表) 『乙酉文化社』 ソウル、一九五九年) 付録) に「未娶、卒」とあることから、当然所生がいたはずはない。
- (30) 『太祖実録』 卷一、元年七月丁未(二十日) 条。
- (31) 『世宗実録』 卷三五、九年正月壬辰(三日) 条。
- (32) 金成俊「朝鮮初期の宗親府」(『韓国中世政治法制史研究』、一潮閣、ソウル、一九八五年)。なお、李朝初期の宗親政策のおおまかな変遷について、本稿はこの論文の成果に依拠するところが大きい。
- (33) 『定宗実録』 卷三、二年二月丙申(一日) 条。
- (34) ともに『定宗実録』 卷四、二年四月条。
- (35) 『大典会通』(朝鮮総督府中枢院刊)の頭註による。
- (36) 『経国大典』 卷三、礼典、五服条。
- (37) 『太宗実録』 卷一、元年正月乙酉(二十五日) 条。
- (38) 『定宗実録』 卷四、二年五月条。
- (39) 『太宗実録』 卷四、二年十一月甲申(五日) 条。
- (40) 『太宗実録』 卷四、二年十一月戊戌(十九日)・己亥(二十日)・甲辰(二十五日)の各条によって、李天祐が趙思義の軍勢と戦闘をま

じえた事実がわかる。

(41) 『太宗実録』卷四、二年十一月丙午(二十七日)条。

(42) 『太宗実録』卷四、二年十二月丁卯(十八日)条。

(43) 『太宗実録』卷一四、七年七月辛酉(十日)条。

(44) 『太宗実録』卷一五、八年正月壬子(三日)条。

(45) 『太宗実録』卷一七、九年六月庚戌(九日)条に「初置内侍衛三番」とある。

(46) 『太宗実録』卷一八、九年八月庚戌(十一日)条。

(47) 『太宗実録』卷一八、九年八月丁卯(二十八日)条。

(48) 太祖の祖父度祖は二娶して朴氏との間に桓祖と塔思不花を、趙氏との間に那海と完者不花をもうけた。李枝は、その完者不花の所生である(『太祖実録』卷一、総書、参照)。

(49) 太宗の親王子、親兄弟の宗親としての地位は動かしがたいものであったが、いわゆる桓祖庶系のそれは流動的であり、必ずしも絶対的なものであったとはいえないように思われる。『太宗実録』卷一一、六年七月癸丑(二十六日)条に、

司諫院上疏論事、(中略)一、宰相人君所与、共天位治職者也、故古之人君、必斥人而後任之、今議政府贊成事李淑、少不更事、宜置宗親之例、(後略)(傍点、引用者)

とあり、もとよりこれは司諫院の言ではあるが、当時いわゆる桓祖庶系が、一般に親王子・親兄弟とは一線を画した存在であったことを窺わせるものである。

(50) 金成俊、前掲論文。

(51) 定宗は後代まで「寄生之君」とみなされ、正統君主とは認められていなかったようである。たとえば『世宗実録』卷五四、十三年十月乙巳(十四日)条には、

召黃喜・權軫・許稠・申商・鄭招議曰、恭靖大王(定宗、引用者註)、雖云繼世之主、河湍嘗言、寄生之君、朴旨又曰、其子孫之爵、不可与恭寧・敬寧(太宗側室所生、引用者註)等、宜降等除職、余亦以為、其女子封爵、亦依鎮安・益安之女施行何如、喜等曰、上教然、

とあり、定宗の子孫もそのために差別待遇を受けていたことがわかる。

(52) もちろん、「庶孽」・「庶孫」といった字句は、『太祖実録』からでも見出すことができる。しかしそれらは、いずれも地の文においてであって、それゆえ、後世実録を編纂する時代の思想なり風潮なりを反映したものと解されるため、ここでは問題としない。その点、王の

宣旨や臣下の上疏文、あるいは会話の文等は、たとえ漢文体に改められたものでも当時の状況を直接に物語るものとして注意を払うべきであらう。

- (53) 『太祖実録』卷四、二年九月庚申(十八日)条。『太宗実録』卷二四、十二年十月戊寅(二十六日)条。
- (54) 外戚封爵の是非については、すでに太宗九年(一四〇九)八月二十七日に論じられ、同年九月九日にはその革罷が決定されていた。しかし、どうもそれは徹底しなかつたらしく、再度、太宗十二年四月二十五日、宗親の封爵法が議された際に問題とされ、そしてこの日、完全に罷められることになった(『太宗実録』卷一八、九年八月丙寅(二十七)・九月戊寅(九日)および卷二三、四月己卯(二十五日)・五月丙戌(三日)条)。
- (55) 李和は開国功臣一等および回軍功臣一等、元桂は既卒にもかかわらず回軍功臣二等として褒賞されている(『太祖実録』卷一、元年七月丁未(二十八日)・八月己巳(二十日)および卷四、二年七月乙丑(二十二日)条)。
- (56) 『太宗実録』卷一五、七年十月癸卯(一日)条。
- (57) 『太祖実録』卷一五、八年五月壬申(二十四日)および卷一六、八年十月庚辰(六日)条。
- (58) 『太宗実録』卷一九、十年三月癸未(十七日)条。
- (59) 『太宗実録』卷一四、七年七月辛酉(十日)条。
- (60) 『太宗実録』卷一八、九年九月丁丑(八日)条。
- (61) 李天祐はこれ以前、知中枢院事・議政府贊成事・兵曹判書等の顯職を歴任していた。
- (62) 『太宗実録』卷二五、十三年四月乙卯(七日)条。
- (63) 『太宗実録』卷二五、十三年四月甲子(十六日)条。
- (64) 『太宗実録』卷二五、十三年四月癸丑(五日)条。
- (65) 『太宗実録』卷二六、十三年十月戊辰(二十二日)条。
- (66) 『太宗実録』卷二七、十四年正月己亥(二十四日)条。
- (67) 台諫による李良祐請罪の上疏は、実録記事では、彼が都に召還され完原府院君に復せられたのち、太宗十五年(一一四五)七月五日まで確認できる(『太宗実録』卷三〇、十五年七月庚子(五日)条)。
- (68) 朴容玉もまた、前掲論文において台諫の桓祖庶系に対する告身署経拒否に触れ、台諫がかかる行為にでたのは「限定された枢要官職と王親族や親王権人に占拠されることを牽制しようとする」ためであったと、正鶴を得た指摘を行っている。朴は、台諫の告身署経問題と二度目の定陵碑文改撰論議との関連性にまでは言及していないが、この二者が軌を一にするものであることはすでに疑うべくもなく、よ

つて二度目の改撰論議もまた、両班官僚層の王権に対する抵抗の姿であったと見做しうる。

- (69) 『太宗実録』 卷二七、十四年正月戊子(十三日)条。
- (70) 『太宗実録』 卷二八、十四年八月戊辰(二十八日)条。
- (71) 『太宗実録』 卷三三、十七年四月辛巳(二十五日)条。
- (72) 『太宗実録』 卷二七、十四年六月甲子(二十三日)条。
- (73) 『太宗実録』 卷二八、十四年八月戊辰(二十八日)条。
- (74) 『太宗実録』 卷三三、十七年二月戊午(一日)条。
- (75) 『太宗実録』 卷二七、十四年四月庚申(十七日)条。